年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 7 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの

10 件

国民年金関係 6件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和36年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間:昭和61年3月

私は、会社を退職した後、父がA市役所において、国民年金の加入手続を行い、祖父が国民年金の保険料を納付してくれた。

それにもかかわらず、申立期間の国民年金保険料が未納となっている ことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後、父がA市役所において、国民年金の加入手続を行い、祖父が国民年金の保険料を納付してくれたとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和61年2月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間は現年度納付することができる期間である。

また、申立期間前後の国民年金保険料は、納付済みとなっている上、申立人の祖父に共に保険料を納付してもらったとする申立人の母は、国民年金の加入期間の保険料は全て納付済みであり、その祖父が1か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 51 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額に係る記録を 15 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和18年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月30日から同年5月1日まで 私は、親会社であるB株式会社の方針により、A株式会社からC株式 会社(現在は、株式会社D)に異動になった。関連会社への異動であり、 継続して勤務しているのに、厚生年金保険の記録に空白期間があること に納得できない。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、株式会社Dの事業主回答書、申立人の上司及び同僚の供述から判断すると、申立人は、A株式会社及び同社の関連会社に勤務し(昭和 51 年 5 月 1 日にA株式会社からC株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る昭和51年3月の事業所別被保険者名簿における記録から、15万円とすることが妥当である。

一方、オンライン記録によれば、A株式会社は、申立期間において適用 事業所としての記録は無いが、商業登記簿謄本によると、同社は、申立期 間において法人格を有しており、同社の被保険者8人全員が昭和51年4 月30日に被保険者資格を喪失し、同年5月1日にC株式会社で被保険者 資格を取得していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所 の要件を満たしていたものと判断される。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、事業主は、 適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用事業所でなくな った届出を誤って提出したものと認められることから、申立人の申立期間 に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 44 年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を3万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで A株式会社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録に 1か月の空白期間がある。空白期間となっている記録を被保険者期間に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の勤務状況に係るA株式会社の事業主の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和 44 年 5 月 1 日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和44年3月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万9,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って届け出た としていることから、事業主が昭和44年4月30日を資格喪失日として届 け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険 料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行 ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を 還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納 付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を昭和 44 年5月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を6万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和15年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月30日から同年5月1日まで A株式会社に継続して勤務していたが、厚生年金保険被保険者記録に 1か月の空白期間がある。空白期間となっている記録を被保険者期間に 訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び申立人の勤務状況に係るA株式会社の事業主の供述から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し(昭和 44 年 5 月 1 日に同社本社から同社B工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和 44 年3月の事業所別被保険者名簿の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日を誤って届け出た としていることから、事業主が昭和44年4月30日を資格喪失日として届 け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る同年4月の保険 料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行 ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を 還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納 付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格取得日に係る記録を昭和54年7月28日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を11万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する 義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②から④までに係る標準報酬月額の記録については、昭和55年9月は12万6,000円、56年6月は14万2,000円、57年6月は16万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義 務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和29年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和54年7月28日から同年8月1日まで

- ② 昭和55年9月1日から同年10月1日まで
- ③ 昭和56年6月1日から同年7月1日まで
- ④ 昭和57年6月1日から同年7月1日まで

私は、昭和54年7月から58年8月までA事業所に勤務し、厚生年金保険料を49か月間控除されていたが、厚生年金保険の被保険者期間は48か月とされている。

また、昭和 55 年 9 月、56 年 6 月及び 57 年 6 月の保険料控除額と標準報酬月額が合っていないと思う。

私のA事業所における被保険者であったはずの期間及びその間の標準報酬月額について調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の所持する給与明細書から、A事業所に

おいては厚生年金保険料の控除が翌月控除と推認できるところ、昭和54年8月分の同明細書において同年7月分の給与として1万3,500円が支給され、かつ、厚生年金保険料の控除額が記載されていることから、申立人が同法人に継続して勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立人の昭和 54 年7月の標準報酬月額については、オンライン記録及び申立人の所持する給与明細書から 11 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は不明としているが、申立人の雇用保険の資格取得日についても 昭和 54 年8月1日とされており、公共職業安定所及び社会保険事務所 (当時)の双方が誤って同日と記録したとは考え難いことから、事業主 が同日を厚生年金保険の被保険者資格取得日として届け、その結果、社 会保険事務所は申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行 っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

2 申立期間②から④までについては、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

オンライン記録の標準報酬月額は、昭和55年9月は11万8,000円、56年6月は12万6,000円、57年6月は14万2,000円と記録されているところ、申立人が所持するA事業所の給与明細書から、55年9月は12万8,000円、56年6月は15万750円、57年6月は16万3,580円の報酬月額の支払いを受け、55年9月及び57年6月については当該報酬月額に基づく標準報酬月額(昭和55年9月は12万6,000円、57年6月は16万円)に見合う厚生年金保険料を、56年6月については当該報酬月額より低い標準報酬月額(14万2,000円)に見合う厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

したがって、申立期間②から④までに係る標準報酬月額については、 申立人が所持する給与明細書から昭和 55 年 9 月は 12 万 6,000 円、56 年 6 月は 14 万 2,000 円、57 年 6 月は 16 万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②から④までに係る厚生年金保険料の納付義務の履行については、A事業所は「この頃の資料が無いので不明である。」と回答しているとともに、これを確認できる関連資料及び周辺事

情が見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、 事業主が、給与明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬 月額の届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを 確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められ ない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和 44 年12 月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を7万 6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和16年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年11月30日から同年12月1日まで 年金事務所に厚生年金保険の加入状況を照会したところ、A株式会社 に勤務していた期間のうち、昭和44年11月30日から同年12月1日ま での加入記録が無い。同社には、継続して勤務しており、厚生年金保険 の未加入期間があるのは納得できない。調査をして申立期間の記録を回 復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C基金が保管している加入員台帳及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間においてA株式会社に継続して勤務し(昭和44年12月1日に同社からD株式会社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社における昭和44年11月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の随時改定の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

一方、A株式会社は昭和 44 年 11 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、事業主は、同社が適用事業所でなくなった同日に

在職していた従業員 15 人が申立期間中も引き続き同社で勤務していたと認めていることから、同社は申立期間中も事業を継続し厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと考えられる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、申立期 間において適用事業所でありながら、社会保険事務所(当時)に適用の届 出を行っていなかったと認められることから、申立期間に係る保険料を納 付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社(現在は、B株式会社)における資格喪失日に係る記録を昭和 42 年 5 月 1 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額の記録を 1 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義 務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月30日から同年5月1日まで 昭和42年3月にA株式会社に入社し、本社で研修を受け同社C所に 配属となった。申立期間は所属が決まり本社からC所に異動した時期で あり継続して勤務していたので被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人がA株式会社(適用事業所名は、D株式会社)に継続して勤務し(昭和 42 年 5月1日に同社から同社C所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のD株式会社に係る昭和 42 年3月の健康保険厚生年金保険被保険者原票の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、 事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主 が資格喪失日を昭和 42 年 5 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険 事務所(当時)がこれを同年 4 月 30 日と誤って記録することは考え難い ことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事 務所は申立人に係る同年 4 月の保険料について納入の告知を行っておらず (社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき 保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、 申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認めら れる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から51年1月までの期間及び平成6年2月から23年6月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 28 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年6月から51年1月まで

② 平成6年2月から23年6月まで

私は、昭和 49 年 6 月頃から 1 年 8 か月ほど A 施設に在所し、国民年金の保険料申請免除手続を行った。

その後、平成6年2月頃からB施設に在所しているが、同様に、保険料の申請免除手続を行ったはずである。

平成 18 年にC施設に関する法律が改正される以前は、C施設において、入所時に一斉に保険料の申請免除手続をさせていたはずであるので、よく調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 49 年 6 月頃から 1 年 8 か月ほど A 施設に在所し、国民年金保険料の申請免除手続を行ったとしているが、申立人は、国民年金保険料の免除申請等に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和63年7月から同年12月頃に払い出されたと推認され、この頃に申立人の国民年金加入手続が行われたと考えられるところ、制度上、申立期間①の国民年金保険料の免除申請を、遡って行うことはできず、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間①について、免除の承認を受けたこと、及

び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

2 申立期間②について、申立人は、平成6年2月頃からB施設に入所し、 国民年金保険料の申請免除手続を行ったとしているが、申立人は、国民 年金保険料の免除申請等に関する記憶が明確でなく、これらの状況が不 明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記1のとおり、昭和 63 年7月から同年 12 月頃に払い出されたと推認され、このことからすると、申立期間②は国民年金保険料の免除申請を行うことが可能な期間であるが、オンライン記録では、申立人が申立期間②における保険料の免除申請を行ったとする記録が無い上、当委員会において、オンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間②における国民年金保険料の申請免除手続について、「B施設の入所時に、1度だけ行ったような気がする。」と申述しているが、当時の申請免除手続は、毎年申請することを要件としており、当時の取扱いと一致しない。

加えて、申立期間②は209か月と長期間であり、行政機関において、 長期間にわたり国民年金の記録管理に誤りが続いたとは考え難い上、申立人のオンライン記録によると、平成7年3月の不在決定、24年7月 の不在判明及び同年7月9日の基礎年金番号の付番年月日の記録が確認 でき、行政機関においては、申立期間②のほとんどの期間について、申立人の所在を確認できない状況にあったと推認される。

このほか、申立人が申請免除手続を行ったとするB施設によると、施設側が申立人の代理で申請免除手続を行った事実はないとしている上、申立人が申立期間②について、免除の承認を受けたこと及び免除申請書を提出したことを確認できる資料は無く、ほかに免除の承認を受けたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されて いたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 47 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和23年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年7月から47年12月まで

私は、20歳からの国民年金保険料について、父から、「家族の分の保険料を自宅に集金に来る地区の班長に渡していた。」と以前に聞いていた。結婚後は、私が24歳の頃に実父が嫁ぎ先にきて、黒っぽい手帳を義父に渡し、国民年金を払ってくれるようお願いをしたところ、義父は「分かった。」と言って手帳を受け取ってくれた。義父は納税組合の委員をやっており、毎月末に集会所で保険料を集めていたので、その際に家族の分の保険料を持って行き納付していた。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20 歳からの国民年金保険料は、結婚するまでは実父が、自宅に集金にくる地区の班長に、結婚後は、義父が納税組合の委員をしていたため、家族全員の保険料を集会所に持って行き納付していたとしている。しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和 48 年1月頃に払い出されたと推認されるところ、申立人の夫は共済年金保険に加入していることから、結婚後は、その夫の被扶養配偶者となり、国民年金は任意適用となること、及び申立人が所持する国民年金手帳には、初めて被保険者となった日が 48 年1月17日と記載され、任意加入に丸印が付されていることから、制度上、申立期間は国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをう かがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月から 63 年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和34年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年3月から63年9月まで

私は、昭和 61 年 2 月末日付けで会社を退職して以降、給与に余裕が 無かったので国民年金保険料を納付していなかった。婚姻(平成 2 年 9 月)後、私に未納期間があることを知った妻が、27 か月分の保険料を 何回かに分けてまとめて納付した。申立期間を保険料納付済期間として 認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、婚姻(平成2年9月)後、申立人に未納期間があることを知ったその妻が、27 か月分の保険料を何回かに分けてまとめて納付したとしており、具体的には、平成3年1月 11 日に 14 万2,200 円を納付し、同年4月 26 日に 10 万5,390 円を納付し、家計簿には、「27 回分の返済」と記載したと申述している。しかしながら、A市の国民年金被保険者台帳によると、申立期間直後の昭和63年10月から2年3月までの保険料が3年1月 11 日に納付され、当該期間の保険料額は申立人の主張する金額(14 万2,200 円)と一致するところ、その時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、オンライン記録によると、平成3年度分の国民年金保険料が前納され、その前納額は申立人の主張する金額(10万5,390円)と一致するとともに、申立人は、平成2年4月から同年12月までの保険料(7万5,600円)を同年12月29日に納付した後に、上記の方法(平成3年1月11日に14万2,200円、同年4月26日に10万5,390円)で納付したとし

ているところ、2年4月から同年 12 月まで期間の月数(9か月)と昭和 63 年 10 月から 2年 3 月までの月数(18 か月)を合計すると 27 か月になることから、婚姻(平成 2年 9 月)後、何回かに分けてまとめて納付したとする「27 か月分」とは、63 年 10 月から 2 年 12 月までの期間に係る保険料であったと考えるのが自然である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は、今回提出された資料以外無く、ほかに 保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年3月までの期間及び平成2年4月から4年5月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和47年5月から49年3月まで

② 平成2年4月から4年5月まで

申立期間①について、私は、昭和 47 年 5 月頃にA市役所又はB社会保険事務所(当時)で国民年金の加入手続を行い、同市役所で毎月8,000円前後の保険料を納付した。48 年 9 月の結婚後は夫(前夫)が保険料を納付していた。申立期間①の国民年金手帳は見当たらない。

申立期間②について、私は、平成2年4月頃に会社を退職し、A市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を同市役所で納付した。時期ははっきり覚えていないが、同市役所で同居の夫(平成3年12月再婚)の保険料の納付状況を確認し、同時に私の保険料の納付状況も確認してもらったところ「奥さんのものはきれいになっています。」と同市の職員から言われた記憶があることから、申立期間②の保険料は納付済みであると思っていた。申立期間①及び②の住所はA市にあり、他所に居住はしていない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、昭和 47 年 5 月頃にA市役所又はB 社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、同市役所で毎月 8,000 円 前後の保険料を納付したとしている。しかしながら、申立期間①当時の 保険料額は 47 年 5 月から同年 6 月までは 450 円、同年 7 月から 48 年 12 月までは 550 円、49 年 1 月から同年 12 月までは 900 円であり、申立 人が記憶している月8,000円の保険料額とは大きく相違している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号(* C名義)は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和49年11月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち、47年5月から同年9月までは時効により保険料を納付できず、同年10月から49年3月までは遡って保険料を納付することができる期間であるが、申立人の国民年金手帳記号番号(*)が払い出された同年11月頃は、申立人は、既に結婚し、結婚後の保険料の納付人はその前夫であったとしているところ、その前夫は既に他界しているため証言を得られず、申立人は、結婚後は納付に関与していないため保険料の納付状況は不明である。

さらに、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、前夫と申立人の保険料の納付日は昭和50年1月から同年3月までの期間を除く、49年4月から同年12月までの期間及び50年4月から53年3月までの期間は全て同一であるものの、申立期間①は夫婦共に未納の記録となっている。

加えて、昭和 49 年 1 月から 50 年 12 月までは第 2 回特例納付が実施されており、申立期間①のうち 47 年 5 月から 48 年 3 月までは国民年金保険料を特例納付することが可能な期間であるところ、上記のとおり保険料の納付を行った前夫は他界しており証言を得られず、申立人は、保険料の納付に関与していないことから、納付状況は不明である。

2 申立期間②について、申立人は、会社を退職した平成2年4月頃にA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を納付したとしている。しかしながら、申立人には上記1で述べた国民年金手帳記号番号とは別の手帳記号番号(* D名義)が払い出されていることが確認できるものの、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から6年5月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間②のうち平成2年4月から4年3月までは時効により保険料を納付できず、同年4月及び同年5月は遡って保険料を納付する期間となるが、申立人は、6年7月18日に4年6月まで遡って保険料を納付していることが確認でき、その時点では、4年4月及び同年5月は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人には、上記1において、既に別の国民年金手帳記号番号(* C名義)が発行(昭和49年11月頃)されているが、*はA市保管の国民年金被保険者名簿によると、申立期間②当時に再加入手続が行われていた形跡も見当たらないことから、その当時は未加入期間であり、制度上保険料を納付することができない期間である。

3 申立期間①及び②について、当委員会は、申立人に別の国民年金手帳 記号番号が払い出された可能性について、日本年金機構が保管する「国 民年金手帳記号番号払出簿」(紙台帳)の閲覧及びオンラインの氏名検 索等により調査したが、申立人に上記以外の別の国民年金手帳記号番号 が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連 資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことを うかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立期間①及び②の口頭意見 陳述においては、当該期間の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の 納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠 を得ることはできなかった。

4 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してい たものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成6年2月及び8年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和49年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成6年2月

② 平成8年12月

申立期間①について、私は、成人になった時(平成6年*月)にA区役所又はB社会保険事務所(当時)から送られてきた書類により、A区役所C出張所(現在は、A区役所C支所D出張所)において国民年金の加入手続を行い、E郵便局で保険料を納付した。

申立期間②について、会社を退職した平成8年 12 月に国民年金保険料の納付書が送られてきたので、E郵便局で保険料を納付した。

申立期間①及び②については、平成15年11月頃にA区からF市に転居する際にA区役所C出張所の30代と思われる男性職員から「未納期間は無いので大丈夫です。安心してください。」と言われていた上、20年12月及び21年11月の2回にわたって社会保険庁の社会保険業務センター(当時)の女性から、「こちらの入力ミスですが、こちらでは訂正できない。」と言われ第三者委員会に申立てをした経緯がある。

申立期間①及び②について、国民年金保険料が納付済みであることを何度も確認をしているので、申立期間①及び②の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人は、成人になった時(平成6年*月)に A区役所又はB社会保険事務所から書類が届き、A区役所C出張所で国 民年金の加入手続を行い、保険料はE郵便局において納付したとしてい るが、申立人の基礎年金番号は平成6年3月に加入した厚生年金保険の 記号番号が付番されていること、及び9年1月の基礎年金番号導入前に 国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡なども無いことから、申立期間①当時、当該期間は国民年金の未加入期間であったと推認され、申立人の主張する納付方法では保険料を納付できなかったと考えられる。また、申立人のオンライン記録によれば、申立期間①は平成 10 年 5 月 19 日に国民年金の加入記録が追加されたことにより未納期間となったものであり、記録が追加された時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない。

2 申立期間②について、申立人は、平成8年 12 月に会社を退職し国民年金の納付書が送られてきてE郵便局で保険料を納付したとしているが、上記1のとおり、申立期間②当時においても、当該期間は未加入期間であったと推認され、申立人の主張する納付方法では保険料を納付できなかったと考えられる。

また、申立人のオンライン記録によると、申立期間②は平成 17 年 3 月 7 日に国民年金の加入記録が追加されたことにより未納期間となったものであり、記録が追加された時点では、当該期間の保険料は時効により納付できない。

3 申立期間①及び②について、申立人は、平成 15 年 11 月頃にA区役所 C出張所の男性職員に保険料の納付済みを確認し、その後 20 年 12 月及 び 21 年 11 月の 2 回にわたって社会保険庁の社会保険業務センターの女 性から申立期間①及び②は納付済みであると回答されたとしているが、 A区役所では申立人に対応した職員を特定できないとしており、また、 日本年金機構G事務センターでは当時在籍し、電話対応していた職員と は連絡を取ることはできないと回答しており、当時の状況が不明である。

さらに、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、 申立人に別の基礎年金番号が払い出された形跡は見られない上、申立人 が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料 (家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに保険料を納付したことをうか がわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に 判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと 認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 7 月から 15 年 8 月までの期間及び 17 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成14年7月から15年8月まで

② 平成17年1月から同年3月まで

申立期間①及び②については、国民健康保険に加入し保険料を納付していたことから、国民年金についても保険料を納付していたと思われるので、当該期間を国民年金の保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、国民年金の保険料を納付したと 思うとしているが、加入手続や保険料納付に関する具体的な記憶は無いと しており、これらの状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号には、厚生年金保険の被保険者番号が使われているところ、基礎年金番号情報照会回答票から、申立人の申立期間に係る国民年金の加入勧奨通知が、申立期間①については平成 17 年 2 月に、申立期間②については 18 年 8 月にそれぞれ行われているものの、申立人は、当該通知を受け取ったことを記憶していない上、加入手続を行ったことがうかがえる周辺事情も見当たらない。

さらに、オンライン記録から、申立期間①及び②において申立人は国民 年金に未加入とされており、当委員会においてオンラインの氏名検索等に より調査したが、申立人に国民年金に係る手帳記号番号が払い出された形 跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付したことを

示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料 を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

なお、国民年金の事務処理については、昭和 59 年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機(OCR)による入金等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号制度が導入されており、申立期間①及び②において記録漏れや記録誤りの生じる可能性は極めて低くなっていると考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①及び②について、厚生年金保険被保険者として厚 生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはでき ない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年9月1日から16年2月1日まで

② 平成16年12月31日から17年1月1日まで

平成15年9月1日から16年12月31日まで株式会社AにおいてB職として勤務していたが、厚生年金保険の被保険者期間は16年2月1日から同年12月31日までの期間とされており、申立期間①及び②の被保険者記録が無い。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aに、申立期間①及び②を含む平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 12 月 31 日まで勤務し、継続して給与から厚生年金保険料を控除されていたと主張している。

しかしながら、申立人のオンライン記録における被保険者期間は平成16年2月1日から同年12月31日までであることが確認できるところ、株式会社Aは、申立期間①及び②において申立人を厚生年金保険に加入させておらず、当該期間の給与から保険料を控除していないと回答している上、同社が提出した申立人の賃金台帳及び派遣元管理台帳から、申立期間①は申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていないこと、及び申立期間②は派遣契約期間外であることが確認できる。

また、申立人の雇用保険の加入記録は平成16年2月1日から同年12月30日までであることが確認でき、厚生年金保険の被保険者期間と一致している。

このほか、申立期間①における申立人の厚生年金保険料の控除及び申立

期間②における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保 険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年 金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和48年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年4月

株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年4月に賞与を支給されたと思うとしているが、申立人が申立期間当時、給与及び賞与が振り込まれていたとする株式会社B銀行C支店から提出された申立人に係る取引明細表によると、同年4月には株式会社Dからの賞与の入金記録は無いが、同年3月 31 日に同社からの入金が確認できる。

また、株式会社Aでは、申立期間当時、申立人は、同社の関連会社の株式会社Dに出向中であり、当該事業所に勤務する社員の賞与は3月支給であることから、平成15年4月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入 されたのは平成 15 年4月からであり、同年4月以後に支給された賞与は 年金額計算の基礎となるが、同年3月以前に支給された賞与は年金額計算 の基礎にならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 20 年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申立期間: 平成15年4月

株式会社Aで厚生年金保険に加入していた期間のうち、平成 15 年 4 月に賞与を支給されたと思うが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が無いので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成 15 年4月に賞与を支給されたと思うとしているが、申立人が申立期間当時、給与及び賞与が振り込まれていたとする株式会社B銀行C支店から提出された申立人に係る月中取引一覧表によると、同年4月には賞与の入金記録は無いが、同年3月31日に入金が確認できる。

また、株式会社Aでは、申立期間当時、申立人は、同社の関連会社の株式会社Dに出向中であり、当該事業所に勤務する社員の賞与は3月支給であることから、平成15年4月に賞与は支給されなかったと思われるとしている。

なお、標準賞与額を算定の上、年金給付額に反映させる総報酬制が導入 されたのは平成 15 年4月からであり、同年4月以後に支給された賞与は 年金額計算の基礎となるが、同年3月以前に支給された賞与は年金額計算 の基礎にならない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の資料は無く、厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

埼玉 (群馬) 厚生年金 事案 7327

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月1日から3年10月1日まで 平成元年3月1日から5年3月31日まで、A株式会社(現在は、株 式会社B)に固定給の契約社員として勤務したが、申立期間の標準報酬 月額は減額された記録となっている。固定給で勤務しており、報酬が減 額されることは無かったので、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が当時の給与支給額と異なっていると述べている。

しかしながら、申立人に係るC基金の標準報酬月額とオンライン記録とは合致していることが確認できる。

また、株式会社Bは、「A株式会社に関する社会保険関係資料は保管されていないため、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除額については不明である。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において、事業主により給与から申立人が 主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確 認できる給与明細書等の資料も無い上、申立人の申立てに係る事実を確認 できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。